

第1条 目的

この規則は、アルムナイ採用（退職した社員のリターン雇用）制度について定める。

第2条 適用範囲

この規則は、テンパール工業株式会社を自己都合退職した者に適用する。

第3条 資格要件

次の各号のいずれにも該当する者であること

1. 勤続年数が3年以上
2. 離職期間が退職から原則5年以内
3. 退職後に、リターン雇用を希望する旨を申し出た者
4. 次の条件のいずれにも該当する者であること
 - (1) 退職後のキャリアや能力開発の実績があり、会社に貢献できること
 - (2) 退職事由が解消されていること
5. 次のいずれかの理由により退職した者でないこと
 - (1) 会社都合退職
 - (2) その他（割増退職金受給等）

第4条 リターン雇用応募手続き

リターン雇用に応募する者は、退職後に退職理由及びリターン雇用を希望する旨を書面により、会社に申し出る。

第5条 採用

リターン雇用希望手続きを受け、第3条の資格要件を確認のうえ、会社の求人ニーズから採用試験の実施可否を会社決定する。採用試験を実施し、合格した場合、試用期間を置かず本採用する。

なお、入社手続きについては、社員就業規則を準用する。

第6条 リターン雇用時の処遇・賃金

退職前の勤続年数、職能資格等級および退職からリターン雇用応募時までの退職後のキャリアや能力開発の実績等を評価して決定する。

勤続年数については、再入社日から起算する。

第7条 リターン雇用後の業務

退職後のキャリアや能力開発の実績等を踏まえ、会社の状況および求人ニーズ等を踏まえ、個別に決定する。

第8条 リターン雇用者への教育訓練

リターン雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施する。

附則

この規則は、2024年 2月 1日から適用する。